



栃木県公報

平成28年
3月3日(木)
号外
第7号

目次

選挙管理委員会

○栃木県議会議員（矢板市選挙区）の補欠選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日、登録日及び縦覧期間…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第13号

平成28年4月10日に栃木県議会議員の補欠選挙を矢板市選挙区において行う予定であるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のように定めた。

平成28年3月3日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- | | | | |
|---|------------|------------|-----------------------|
| 1 | 被登録資格決定基準日 | 平成28年3月31日 | ただし、年齢については平成28年4月10日 |
| 2 | 登 録 日 | 平成28年3月31日 | |
| 3 | 縦 覧 期 間 | 平成28年4月1日 | |